

現 行	改定案
食品安全基本法（平成15年法律第48号。以下「法」という。）は、食品の安全性の確保についての基本理念として、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に、食品供給行程の各段階において、国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づき、必要な措置が講じられなければならないことを明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定め、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することとしている。 政府は、基本理念にのっとり、法第11条から第20条までに定める基本的な方針を具体化するため、法第21条第1項の規定に基づき、以下のとおり、必要な措置の実施に関する基本的事項を定める。 第1 食品健康影響評価の実施（法第11条関係） 1 基本的考え方 （1）食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある生物学的、化学的若しくは物理的な要因であって、食品に含まれるおそれがあるもの、又は人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある生物学的、化学的若しくは物理的な状態であって、食品が置かれるおそれがあるもの（以下「危害要因等」という。<u>別表参照</u>）が当該食品の摂取を通じて人の健康に及ぼす影響についての評価（以下「食品健康影響評価」という。）が施策ごとに行われなければならない。 また、食品健康影響評価は、科学的知見に基づき、客観	食品安全基本法（平成15年法律第48号。以下「法」という。）は、食品の安全性の確保についての基本理念として、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に、食品供給行程の各段階において、国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づき、必要な措置が講じられなければならないことを明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定め、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することとしている。 政府は、基本理念にのっとり、<u>消費者安全の確保の観点</u>を踏まえつつ、法第11条から第20条までに定める基本的な方針を具体化するため、法第21条第1項の規定に基づき、以下のとおり、必要な措置の実施に関する基本的事項を定める。 第1 食品健康影響評価の実施（法第11条関係） 1 基本的考え方 （1）食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある生物学的、化学的若しくは物理的な要因であって、食品に含まれるおそれがあるもの、又は人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある生物学的、化学的若しくは物理的な状態であって、食品が置かれるおそれがあるもの（以下「危害要因等」という。）が当該食品の摂取を通じて人の健康に及ぼす影響についての評価（以下「食品健康影響評価」という。）が施策ごとに行われなければならない。 また、食品健康影響評価は、科学的知見に基づき、客観

的かつ中立公正に行われなければならない。

(2) 食品健康影響評価の実施に当たっては、農林水産物の生産から食品の販売に至る一連の国の内外における食品供給の行程（以下「食品供給行程」という。）の各段階について、特に以下の点に留意しなければならない。

① 農林水産物の生産段階

農林水産物の生産段階については、

- ・ 使用される肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品等の生産資材や、〇１５７、プリオン、カドミウム等の生物学的、化学的若しくは物理的な要因が最終食品に残留し、又は作用し、その食品の摂取を通じてこれらの要因が人の健康に及ぼす可能性がある影響についての評価・当該農林水産物が置かれる可能性がある生物学的、化学的又は物理的な状態が最終食品の摂取を通じて人の健康に及ぼす可能性がある影響についての評価が行われなければならない。

② 食品の製造・加工段階

食品の製造・加工段階については、

- ・ 使用される原料、添加物、器具、容器包装若しくは洗浄剤に含まれ、又は原料等から生成する可能性がある生物学的、化学的若しくは物理的な要因が最終食品に残留し、又は作用し、その食品の摂取を通じ

的かつ中立公正に行われなければならない。

(2) 食品健康影響評価の実施に当たっては、農林水産物の生産から食品の販売に至る一連の国の内外における食品供給の行程（以下「食品供給行程」という。）の各段階について、特に以下の点に留意しなければならない。

① 農林水産物の生産段階

農林水産物の生産段階については、

- ・ 使用される肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品等の生産資材や、〇１５７、プリオン、カドミウム、放射性物質等の生物学的、化学的若しくは物理的な要因が最終食品に残留し、又は作用し、その食品の摂取を通じてこれらの要因が人の健康に及ぼす可能性がある影響についての評価・当該農林水産物が置かれる可能性がある生物学的、化学的又は物理的な状態が最終食品の摂取を通じて人の健康に及ぼす可能性がある影響についての評価が行われなければならない。

② 食品の製造・加工段階

食品の製造・加工段階については、

- ・ 使用される原料、添加物、器具、容器包装若しくは洗浄剤に含まれ、又は原料等から生成する可能性がある生物学的、化学的若しくは物理的な要因が最終食品に残留し、又は作用し、その食品の摂取を通じ

てこれらの要因が人の健康に及ぼす可能性がある影響についての評価・当該食品が置かれる可能性がある生物学的、化学的又は物理的な状態が最終食品の摂取を通じて人の健康に及ぼす可能性がある影響についての評価が行われなければならない。

③ 食品の流通・販売段階

食品の流通・販売段階については、

- ・使用される器具、容器包装等に含まれ、又は当該食品から生成する可能性がある生物学的、化学的若しくは物理的な要因が当該食品に残留し、又は作用し、当該食品の摂取を通じてこれらの要因が人の健康に及ぼす可能性がある影響についての評価
- ・当該食品が置かれる可能性がある生物学的、化学的又は物理的な状態が当該食品の摂取を通じて人の健康に及ぼす可能性がある影響についての評価が行われなければならない。

(3) 法第24条第1項各号に掲げる関係各大臣が食品安全委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴かなければならない場合については、国の内外における最新の科学的知見を踏まえ、及び関係法令（告示を含む。）の改正に対応し、適切に見直しを行う。

(4) 委員会は、緊急を要する事項については、当該事項に係

てこれらの要因が人の健康に及ぼす可能性がある影響についての評価・当該食品が置かれる可能性がある生物学的、化学的又は物理的な状態が最終食品の摂取を通じて人の健康に及ぼす可能性がある影響についての評価が行われなければならない。

③ 食品の流通・販売段階

食品の流通・販売段階については、

- ・使用される器具、容器包装等に含まれ、又は当該食品から生成する可能性がある生物学的、化学的若しくは物理的な要因が当該食品に残留し、又は作用し、当該食品の摂取を通じてこれらの要因が人の健康に及ぼす可能性がある影響についての評価
- ・当該食品が置かれる可能性がある生物学的、化学的又は物理的な状態が当該食品の摂取を通じて人の健康に及ぼす可能性がある影響についての評価が行われなければならない。

(3) 法第24条第1項各号に掲げる関係各大臣が食品安全委員会の意見を聴かなければならない場合については、国の内外における最新の科学的知見を踏まえ、及び関係法令（告示を含む。）の改正に対応し、適切に見直しを行う。

(4) 食品安全委員会は、緊急を要する事項については、当該

る食品健康影響評価を優先的に行う。

(5) 関係各大臣は、法第24条第1項各号に掲げる場合以外の場合においても、所管法令（告示を含む。以下同じ。）に基づく施策が食品の安全性の確保に関するものであるかどうかについて十分に検討し、委員会に対し、適切に食品健康影響評価の実施を要請する。

(6) 委員会は、国の内外における科学的知見及び食品の安全性の確保に関する情報の収集・分析又は国民からの意見等に基づき、人の健康に悪影響が及ぶおそれがあると認められる場合には、自らの判断により食品健康影響評価を行う。

なお、委員会は、自らの判断により食品健康影響評価を行うべき対象について、定期的に点検する。

2 例外措置の具体的内容

食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、以下に掲げる場合を除き、食品健康影響評価が行われなければならない。

(1) 当該施策の内容からみて食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でない場合

具体的には、食品健康影響評価の定義を踏まえ、適切に

事項に係る食品健康影響評価を優先的に行う。

(5) 関係各大臣は、法第24条第1項各号に掲げる場合以外の場合においても、所管法令（告示を含む。以下同じ。）に基づく施策が食品の安全性の確保に関するものであるかどうかについて十分に検討し、食品安全委員会に対し、適切に食品健康影響評価の実施を要請する。

(6) 食品安全委員会は、国の内外における科学的知見及び食品の安全性の確保に関する情報の収集・分析又は国民からの意見等に基づき、人の健康に悪影響が及ぶおそれがあると認められる場合には、自らの判断により食品健康影響評価を行う。

なお、食品安全委員会は、自らの判断により食品健康影響評価を行うべき対象について、定期的に点検する。

2 例外措置の具体的内容

食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、以下に掲げる場合を除き、食品健康影響評価が行われなければならない。

(1) 当該施策の内容からみて食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でない場合

具体的には、食品健康影響評価の定義を踏まえ、適切に

判断することになるが、例えば、

・使用の実態がないことによる添加物の指定の取消しなど、
危害要因等と直接的には関係がなく、食品健康影響評価
の結果を反映して策定することができない施策

・食品健康影響評価の結果に基づいて策定された施策に対
する違反行為を取り締まるための措置（例えば、残留農
薬基準等に違反した場合における廃棄命令）

が該当する。

（２）人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかである
場合

例えば、食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）第４
条各号に掲げる、食品の腐敗、有毒又は有害な物質の混入、
病原微生物による汚染の場合など、危害要因等について科
学的知見に基づく食品健康影響評価を行う必要性が乏し
い場合が該当する。

判断する。例としては、以下の①～③等が該当する。

① 使用の実態がないことによる添加物の指定の取消し、
食用に係る動物が暴露される可能性のない動物用の医
薬品の承認など、危害要因等と直接的には関係がなく、
食品健康影響評価の結果を反映して策定することがで
きない施策

② 食品健康影響評価の結果に基づいて策定された施策に
対する違反行為を取り締まるための措置（例えば、残
留農薬基準等に違反した場合における廃棄命令）

③ リスク管理措置（食品の安全性の確保に関する規制や
指導等を行うことをいう。以下同じ。）に関する試験
法の変更、試験法に係る規格の明確化など、人の健康
に影響を及ぼさない措置

（２）人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかである
場合

例としては、以下の①及び②等が該当する。

① 食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）第６条各号
に掲げる、食品の腐敗、有毒又は有害な物質の混入、
病原微生物による汚染の場合

(3) 人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、又は抑制するため緊急を要する場合で、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないとき この場合に該当するかどうかについては、関係各大臣が、原則に対する例外措置であることを十分に考慮して判断する。 なお、関係各大臣は、当該施策の策定後速やかに、<u>委員会</u>に対し、この場合に該当する旨を報告し、事後的に食品健康影響評価を要請しなければならない。この場合、必要に応じ、当該食品健康影響評価の結果を踏まえて、施策の見直しを行う。 3 食品健康影響評価の円滑な実施を図るための手順及び手法等 (1) 食品健康影響評価の開始前	<u>② 食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について新たな科学的知見の存在が確認されない場合、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に係る動物に使用されていないことを前提として農薬、動物用の医薬品及び飼料添加物の残留基準を削除する場合</u> (3) 人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、又は抑制するため緊急を要する場合で、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないとき この場合に該当するかどうかについては、関係各大臣が、原則に対する例外措置であることを十分に考慮して判断する。 なお、関係各大臣は、当該施策の策定後速やかに、<u>食品安全委員会</u>に対し、この場合に該当する旨を報告し、事後的に食品健康影響評価を要請しなければならない。この場合、必要に応じ、当該食品健康影響評価の結果を踏まえて、施策の見直しを行う。 3 食品健康影響評価の円滑な実施を図るための手順及び手法等 (1) 食品健康影響評価の開始前
---	--

① 関係各大臣が委員会の意見を聴く場合

ア 個別の食品健康影響評価の目的、対象及び作業内容について、事前に、委員会及びリスク管理機関（厚生労働省、農林水産省、環境省その他の食品の安全性の確保に関する規制や指導等のリスク管理措置を講ずる行政機関をいう。以下同じ。）の相互間において共通の理解を得ることとする。

イ リスク管理機関は、食品健康影響評価の結果に基づき講じようとするリスク管理上の対応の明確化に努める。

② 委員会自ら食品健康影響評価を行う場合

委員会は、自ら食品健康影響評価を行う場合には、当該評価事項の決定に当たり、関係者相互間における情報及び意見の交換を行うよう努める。

③ 食品健康影響評価に関するガイドラインの作成

委員会は、食品健康影響評価に必要なデータの明確化

① 関係各大臣が食品安全委員会の意見を聴く場合

ア 個別の食品健康影響評価の目的、対象及び作業内容について、事前に、食品安全委員会及び消費者庁、厚生労働省、農林水産省、環境省その他のリスク管理措置を講ずる行政機関の相互間において共通の理解を得ることとする。

イ 消費者庁、厚生労働省、農林水産省、環境省その他のリスク管理措置を講ずる行政機関は、アの趣旨を十分踏まえた上で食品安全委員会の意見を聴くこととし、その際には最新の科学的知見など、食品健康影響評価に必要な資料を提出するとともに、食品健康影響評価の結果に基づき講じようとするリスク管理上の対応の明確化に努める。

② 食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う場合

食品安全委員会は、自ら食品健康影響評価を行う場合には、当該評価事項の決定に当たり、関係者相互間における情報及び意見の交換を行うよう努める。

③ 食品健康影響評価に関するガイドラインの作成

食品安全委員会は、食品健康影響評価に必要なデータ

を図るため、危害要因等に応じた食品健康影響評価に関するガイドラインの作成に努める。

(2) 食品健康影響評価の実施時

- ① 委員会は、食品健康影響評価の実施に当たっては、評価事項の内容等に応じ、海外のリスク評価機関との連携に努める。
- ② 委員会は、食品健康影響評価に用いた情報をホームページ等の多様な手段を用いて公表する。その際、個人情報、知的財産にかかわる情報等の保護に十分配慮しなければならない。
- ③ 委員会は、食品健康影響評価に関する専門調査会における結論については、原則として国民からの意見募集を行うとともに、出された意見及びそれへの対応を公表する。

(3) 食品健康影響評価の終了後

- ① 委員会は、食品健康影響評価を終了した場合には、遅滞なく、その結果を関係各大臣に通知するとともに、ホームページ等の多様な手段を用いて公表しなければならない。
- ② 委員会は、必要に応じ、食品健康影響評価の結果をわかりやすく解説し、ホームページ等の多様な手段を用

の明確化を図るため、危害要因等に応じた食品健康影響評価に関するガイドラインを作成し、必要に応じて見直しに努める。

(2) 食品健康影響評価の実施時

- ① 食品安全委員会は、食品健康影響評価の実施に当たっては、評価事項の内容等に応じ、海外のリスク評価機関との連携に努める。
- ② 食品安全委員会は、食品健康影響評価に用いた情報をホームページ等の多様な手段を用いて公表する。その際、個人情報、知的財産にかかわる情報等の保護に十分配慮しなければならない。
- ③ 食品安全委員会は、食品健康影響評価に関する専門調査会における結論については、原則として国民からの意見募集を行うとともに、出された意見及びそれへの対応を公表する。

(3) 食品健康影響評価の終了後

- ① 食品安全委員会は、食品健康影響評価を終了した場合には、遅滞なく、その結果を関係各大臣に通知するとともに、ホームページ等の多様な手段を用いて公表しなければならない。
- ② 食品安全委員会は、必要に応じ、食品健康影響評価の結果をわかりやすく解説し、ホームページ等の多様な手

いて公表する。

- ③ 委員会は、緊急暫定的なリスク管理措置の実施に当たり食品健康影響評価を実施した場合には、当該措置の実施状況及びその後の科学的知見について、十分把握するよう努める。

(4) 食品健康影響評価の手法

委員会は、微生物に関する食品健康影響評価や定量的な食品健康影響評価に重点を置いて、食品健康影響評価の手法の検討を進める。

4 委員会の行う勧告等

(1) 勧告

- ① 委員会は、食品健康影響評価の結果に基づき、必要に応じ、食品の安全性の確保のため講ずべき施策について内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告する。
- ② 委員会は、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告する。
- ③ 委員会は、①及び②の勧告をした場合には、その内容をホームページ等の多様な手段を用いて公表するとともに、関係各大臣は、これらの勧告に基づき講じた施策について委員会に報告しなければならない。

段を用いて公表する。

- ③ 食品安全委員会は、緊急暫定的なリスク管理措置の実施に当たり食品健康影響評価を実施した場合には、当該措置の実施状況及びその後の科学的知見について、十分把握するよう努める。

(4) 食品健康影響評価の手法

食品安全委員会は、定量的な食品健康影響評価に重点を置いて、食品健康影響評価の手法の検討を進める。

4 食品安全委員会の行う勧告等

(1) 勧告

- ① 食品安全委員会は、食品健康影響評価の結果に基づき、必要に応じ、食品の安全性の確保のため講ずべき施策について内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告する。
- ② 食品安全委員会は、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告する。
- ③ 食品安全委員会は、①及び②の勧告をした場合には、その内容をホームページ等の多様な手段を用いて公表するとともに、関係各大臣は、これらの勧告に基づき講じた施策について食品安全委員会に報告しなければな

(2) 意見 ① <u>委員会</u>は、食品の安全性の確保に関する施策を適切に推進する観点から、食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する重要事項を調査審議し、必要に応じ、厚生労働省、農林水産省、環境省、地方公共団体等の関係行政機関の長に意見を述べる。 ② <u>委員会</u>は、①の意見を述べた場合には、その内容をホームページ等の多様な手段を用いて公表するとともに、関係行政機関は、当該意見に基づき講じた施策について<u>委員会</u>に報告する。 第2 国民の食生活の状況等を考慮し、食品健康影響評価の結果に基づいた施策の策定（法第12条関係） (1) 食品の安全性の確保に関する施策は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に、国民の食生活の状況、国際貿易ルールとの整合性、選択肢となる措置の実行可能性及び費用等を考慮するとともに、食品健康影響評価が行われたときは、その結果に基づいて、行われなければならない。 (2) 食品の安全性の確保を図る観点から、食品衛生法等に基づき、食品等について必要な規格及び基準の整備を進め	らない。 (2) 意見 ① <u>食品安全委員会</u>は、食品の安全性の確保に関する施策を適切に推進する観点から、食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する重要事項を調査審議し、必要に応じ、<u>消費者庁</u>、厚生労働省、農林水産省、環境省、地方公共団体等の関係行政機関の長に意見を述べる。 ② <u>食品安全委員会</u>は、①の意見を述べた場合には、その内容をホームページ等の多様な手段を用いて公表するとともに、関係行政機関は、当該意見に基づき講じた施策について<u>食品安全委員会</u>に報告する。 第2 国民の食生活の状況等を考慮し、食品健康影響評価の結果に基づいた施策の策定（法第12条関係） (1) 食品の安全性の確保に関する施策は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に、国民の食生活の状況、国際貿易ルールとの整合性、選択肢となる措置の実行可能性及び費用等を考慮するとともに、食品健康影響評価が行われたときは、その結果に基づいて、行われなければならない。 (2) 食品の安全性の確保を図る観点から、食品衛生法等に基づき、食品等について必要な規格及び基準の整備を進め
---	---

る。

例えば、平成１５年の食品衛生法等の改正により、既存添加物について安全性に問題がある場合には既存添加物名簿から削除することができるようになったほか、食品中に残留する農薬、飼料添加物及び動物用の医薬品についていわゆるポジティブリスト制（残留基準が設定されていない農薬、飼料添加物及び動物用の医薬品が一定量以上含まれる食品の流通を原則として禁止する制度）が導入されるとともに、いわゆる健康食品について、人の健康を損なうおそれがない旨の確証がなく、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があるときには、食品としての販売を禁止することができるようになったところであるが、今後、これらの各制度について、その適切な実施を図る。

- （３）食品衛生法等に基づく食品等の規格及び基準等が遵守されるよう、監視、指導及び調査の実施等に努める。

例えば、平成１５年の食品衛生法等の改正により、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成１５年厚生労働省告示第３０１号）に基づき、各都道府県等の地域の実状や輸出国における生産地の事情等を踏まえた都道府県等食品衛生監視指導計画及び輸入食品監視指導計画が策定されることとされたところである。今後、これらに従い、国内に流通する食品及び輸入食品の適切な監視指導の実施を図る。

る。

平成１５年の食品衛生法等の改正により、既存添加物について安全性に問題がある場合には既存添加物名簿から削除することができるようになったほか、食品中に残留する農薬、飼料添加物及び動物用の医薬品についていわゆるポジティブリスト制（残留基準が設定されていない農薬、飼料添加物及び動物用の医薬品が一定量以上含まれる食品の流通を原則として禁止する制度）が導入されるとともに、いわゆる健康食品について、人の健康を損なうおそれがない旨の確証がなく、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があるときには、食品としての販売を禁止することができるようになった。引き続き、これらの各制度について、その適切な実施を図る。

- （３）食品衛生法等に基づく食品等の規格及び基準等が遵守されるよう、監視、指導及び調査の実施等に努める。

平成１５年の食品衛生法等の改正により、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成１５年厚生労働省告示第３０１号）に基づき、各都道府県等の地域の実状や輸出国における生産地の事情等を踏まえた都道府県等食品衛生監視指導計画及び輸入食品監視指導計画が策定されることとなった。引き続き、これらに従い、国内に流通する食品及び輸入食品の適切な監視指導の実施を図る。

このほか、輸入農産物の残留農薬調査の結果の公表等を

このほか、輸入農産物の残留農薬調査の結果の公表等を通じ、食品関連事業者の自主検査等の取組を促進する。

(4) 研修の実施等を通じ、リスク管理にかかわる人材について、専門性の一層の充実を図る。

第3 情報及び意見の交換の促進（法第13条関係）

1 基本的考え方

(1) 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、当該施策の策定に国民の意見を反映し、並びにその過程の公正性及び透明性を確保するため、関係者相互間の情報及び意見の交換（以下「リスクコミュニケーション」という。）の促進を図るために必要な措置が講じられなければならない。

(2) 委員会及びリスク管理機関は、相互に連携して、国民に対し、当該施策に関する適切な情報の提供、当該施策について意見を述べる機会の付与等の取組を推進していくこ

通じ、食品関連事業者の自主検査等の取組を促進する。

(4) 消費者庁は、食品に起因する消費者事故について、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合であるか否かを迅速に確定し、他の法律の規定に基づく措置がない場合にあつては、消費者安全法（平成21年法律第50号）の規定に基づく勧告及び命令等を行うことにより対応する。

(5) 研修の実施等を通じ、リスク管理にかかわる人材について、専門性の一層の充実を図る。

第3 情報及び意見の交換の促進（法第13条関係）

1 基本的考え方

(1) 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、当該施策の策定に国民の意見を反映し、並びにその過程の公正性及び透明性を確保するため、関係者相互間の情報及び意見の交換（以下「リスクコミュニケーション」という。）の促進を図るために必要な措置が講じられなければならない。

(2) 消費者庁及び食品安全委員会並びに厚生労働省、農林水産省、環境省その他のリスク管理措置を講ずる行政機関は、相互に連携して、国民に対し、当該施策に関する適切な情

とにより、リスクコミュニケーションの更なる促進を図る。

- (3) リスクコミュニケーションの促進に当たっては、その目的を明確にするとともに、対応すべき危害要因等の認知から食品の安全性の確保に関する施策の策定に至る過程を通じて図るよう努める。

2 リスクコミュニケーションの方法

- (1) 委員会は、その会議（委員会及び専門調査会）を原則として公開で開催するとともに、委員会の議事録及び提出資料を原則として公開するほか、食品健康影響評価の結果、勧告、意見等について、その内容を公表することにより、国民に対する情報の提供に努める。

また、食品健康影響評価の結果の公表に当たっては、必要に応じ、評価の開始から結果に至る過程及び評価の結果について、消費者等の理解を促進するよう、わかりやすく解説する。

このほか、委員会は、その運営について国民の理解を深めるため、適宜、食品健康影響評価、リスクコミュニケー

報の提供、当該施策について意見を述べる機会の付与等の取組を推進していくことにより、リスクコミュニケーションの更なる促進を図る。

その際には、高齢者や子どもも含め、情報の受け手及び意見を述べる主体である消費者に配慮するものとする。

- (3) リスクコミュニケーションの促進に当たっては、その目的を明確にするとともに、対応すべき危害要因等の認知から食品の安全性の確保に関する施策の策定に至る過程を通じて図るよう努める。

2 リスクコミュニケーションの方法

- (1) 食品安全委員会は、専門調査会及びワーキンググループを含め、会議を原則として公開で開催するとともに、その議事録及び提出資料を原則として公開するほか、食品健康影響評価の結果、勧告、意見等について、その内容を公表することにより、国民に対する情報の提供に努める。

また、食品健康影響評価の結果の公表に当たっては、必要に応じ、評価の開始から結果に至る過程及び評価の結果について、消費者等の理解を促進するよう、わかりやすく解説する。

このほか、食品安全委員会は、その運営について国民の理解を深めるため、適宜、食品健康影響評価、リスクコミ

ション等の実施状況を取りまとめ、公表する。

- (2) リスク管理機関は、食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たって、当該施策に関する適切な情報の提供、いわゆるパブリック・コメント手続（規制の設定又は改廃に係る意見提出手続）の実施、意見交換会の開催など、リスクコミュニケーションの促進を図るために必要な措置を講ずる。

また、リスク管理機関は、他のリスク管理機関及び地方公共団体と相互に協力しつつ、食品の安全性の確保に関する情報を収集するとともに、食品の安全性に関する国民の知識と理解を深めるため、適切な情報の提供に努める。

3 リスクコミュニケーション全体に係る総合的マネジメント

委員会は、食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションを企画し、及び実施するとともに、リスクコミュニケーションについてリスク管理機関が行う事務の調整も担う。

このため、委員会及びリスク管理機関は、相互に連携して、食品の安全性の確保に関する消費者等との意見交換会を開催

ュニケーション等の実施状況を取りまとめ、公表する。

- (2) 消費者庁、厚生労働省、農林水産省、環境省その他のリスク管理措置を講ずる行政機関は、食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たって、関係審議会への幅広い関係者の参画に加え、当該施策に関する適切な情報の提供、いわゆるパブリック・コメント手続（規制の設定又は改廃に係る意見提出手続）の実施、意見交換会の開催など、リスクコミュニケーションの促進を図るために必要な措置を講ずる。

また、消費者庁、厚生労働省、農林水産省、環境省その他のリスク管理措置を講ずる行政機関は、他のリスク管理措置を講ずる行政機関及び地方公共団体と相互に協力しつつ、食品の安全性の確保に関する情報を収集するとともに、食品の安全性に関する国民の知識と理解を深めるため、適切な情報の提供に努める。

3 リスクコミュニケーション全体に係る総合的マネジメント

消費者庁は、リスクコミュニケーションについて食品安全委員会及び厚生労働省、農林水産省、環境省その他のリスク管理措置を講ずる行政機関が行う事務の調整を担う。

また、消費者庁及び食品安全委員会並びに厚生労働省、農林水産省、環境省その他のリスク管理措置を講ずる行政機関は、

する等により、他の分野におけるリスクコミュニケーションの経験も生かしつつ、政府全体として、食品の安全性の確保に関する望ましいリスクコミュニケーションの在り方を検討する。

また、委員会及びリスク管理機関は、相互に連携して、消費者、生産者、流通業者、加工業者等幅広い関係者を対象とした横断的なリスクコミュニケーションを促進する。

第4 緊急の事態への対処等に関する体制の整備等（法第14条関係）

1 基本的考え方

食品の摂取を通じた人の健康に係る重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある緊急の事態（以下「緊急事態」という。）への対処に当たっては、国民の健康への悪影響を未然に防止することが最も重要であるという認識の下に、委員会及びリスク管理機関の相互間における十分な連絡及び連携を図りつつ、いわゆる「農場から食卓まで」のフードチェーンを通じ、人の健康に係る重大な被害の発生に関する情報の収集及び状況の把握を行う。

また、緊急事態が発生した場合には、消費者、食品関連事業者等に対し、適切かつ迅速に情報を提供するように努める。

相互に連携して、食品の安全性の確保に関する消費者等との意見交換会を開催する等により、他の分野におけるリスクコミュニケーションの経験も生かしつつ、政府全体として、食品の安全性の確保に関する望ましいリスクコミュニケーションの在り方を検討する。

さらに、消費者庁及び食品安全委員会並びに厚生労働省、農林水産省、環境省その他のリスク管理措置を講ずる行政機関は、相互に連携して、消費者、生産者、流通業者、加工業者等幅広い関係者を対象とした横断的なリスクコミュニケーションを促進する。

第4 緊急の事態への対処等に関する体制の整備等（法第14条関係）

1 基本的考え方

食品の摂取を通じた人の健康に係る重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある緊急の事態（以下「緊急事態」という。）への対処に当たっては、国民の健康への悪影響を未然に防止することが最も重要であるという認識の下に、司令塔としての消費者庁が、食品安全委員会及び厚生労働省、農林水産省、環境省その他のリスク管理措置を講ずる行政機関と十分な連絡及び連携を図りつつ、いわゆる「農場から食卓まで」のフードチェーンを通じ、人の健康に係る重大な被害の発生に関する情報の収集及び状況の把握を一元的に行う。

また、緊急事態が発生した場合には、消費者庁は、一元的に

2 緊急時の情報連絡体制 緊急事態の発生に備えて、平時から、都道府県、<u>保健所</u>、関係団体等を通じ、食品事故の発生等の危害情報の収集、整理及び活用を図るための体制を<u>整備するほか、緊急事態として委員会及びリスク管理機関の相互間における通報を要する場合を明確にするとともに、そのルートの確立を図る。</u> 3 緊急対策本部の設置等 <u>食品安全担当大臣（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第4条第1項第16号及び同条第3項第27号の2に掲げる事務を掌理する職で国务大臣をもって充てられるものをいう。）</u>は、緊急事態の発生に際し、政府全体として総合的に対処する必要があると認める場合には、関係各大臣との協議を行い、必要に応じ、緊急対策本部を適切に設置する。 また、<u>委員会及びリスク管理機関</u>は、緊急事態に対応するた	<u>集約・分析した情報を基に、消費者被害の拡大防止の観点から司令塔として迅速に対応方針を決定するとともに、食品安全委員会及び厚生労働省、農林水産省、環境省その他のリスク管理措置を講ずる行政機関との連携の下、消費者、食品関連事業者等に対し、適切かつ迅速に情報を提供するよう努める。</u> 2 緊急時の情報連絡体制 緊急事態の発生に備えて、平時から、都道府県、<u>保健所設置市、特別区</u>、関係団体等を通じ、食品事故の発生等の危害情報の収集、整理及び活用を図るための<u>体制を整備し、必要に応じて見直す。</u> <u>消費者庁は、緊急事態として同庁並びに食品安全委員会及び厚生労働省、農林水産省、環境省その他のリスク管理措置を講ずる行政機関の相互間における通報を要する場合を明確にするとともに、そのルートの確立を図り、必要に応じて見直す。</u> 3 緊急対策本部の設置等 <u>内閣府設置法（平成11年法律第89号）第11条の2の特命担当大臣</u>は、緊急事態の発生に際し、政府全体として総合的に対処する必要があると認める場合には、関係各大臣との協議を行い、必要に応じ、緊急対策本部を適切に設置する。 <u>この場合、消費者庁は、緊急対策本部に係る事務を適切に処理するとともに、関係省庁が連携して対応する必要があると判断される場合は、連携の在り方を調整し関係省庁に指示する。</u>
--	---

めに必要な組織体制の整備を図る。

4 緊急時対応の方法及び緊急時対応マニュアルの作成

緊急事態の発生に備えて、委員会及びリスク管理機関は、相互に連携して、緊急時における国の対処の在り方等に関するマニュアル（以下「緊急時対応マニュアル」という。）を作成し、公表するとともに、主要な危害要因等については、個別に、緊急時対応マニュアルを作成し、公表する。

第5 関係行政機関の相互の密接な連携（法第15条関係）

1 基本的考え方

（1）食品健康影響評価は、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に行われなければならないことから、リスク管理機関から独立し、専門家で構成される行政機関である委員会において行うこととされている。

他方、食品健康影響評価の結果に基づき具体的なリスク管理措置を講ずるに当たっては、委員会とリスク管理機関及びリスク管理機関相互の連携を図ることが重要である。

また、食品健康影響評価及びリスク管理については、それらの公正性及び透明性を確保するためには、委員会及びリスク管理機関が相互に連携してリスクコミュニケーション

また、消費者庁並びに食品安全委員会及び厚生労働省、農林水産省、環境省その他のリスク管理措置を講ずる行政機関は、緊急事態に対応するために必要な組織体制の整備を図る。

4 緊急時対応の方法及び緊急時対応マニュアルの作成

緊急事態の発生に備えて、消費者庁並びに食品安全委員会及び厚生労働省、農林水産省、環境省その他のリスク管理措置を講ずる行政機関は、相互に連携して、緊急時における国の対処の在り方等に関するマニュアル（以下「緊急時対応マニュアル」という。）を作成し、公表するとともに、主要な危害要因等については、個別に、緊急時対応マニュアルを作成し、公表する。

第5 関係行政機関の相互の密接な連携（法第15条関係）

1 基本的考え方

（1）食品健康影響評価は、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に行われなければならないことから、消費者庁、厚生労働省、農林水産省、環境省その他のリスク管理措置を講ずる行政機関から独立し、専門家で構成される行政機関である食品安全委員会において行うこととされている。

他方、食品健康影響評価の結果に基づき具体的なリスク管理措置を講ずるに当たっては、食品安全委員会と消費者庁、厚生労働省、農林水産省、環境省その他のリスク管理措置を講ずる行政機関及びリスク管理措置を講ずる行政機関相互の連携を図ることが重要である。

ンの促進を図ることが必要である。

このため、食品健康影響評価、リスク管理及びリスクコミュニケーションの促進に関し、委員会及びリスク管理機関の相互間の連携の強化を図る。

(2) 委員会及びリスク管理機関は、食品の安全性の確保に関する施策が全体として整合的に行われるように努める。

(3) 委員会は、必要があると認めるときは、食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する重要事項を調査審議し、関係行政機関の長に意見を述べる。

(4) 関係府省連絡会議、地方公共団体との連絡会議を定期的に開催する。

また、食品健康影響評価及びリスク管理について、それらの公正性及び透明性を確保するためには、消費者庁及び食品安全委員会並びに厚生労働省、農林水産省、環境省その他のリスク管理措置を講ずる行政機関が相互に連携してリスクコミュニケーションの促進を図ることが必要である。

このため、食品健康影響評価、リスク管理及びリスクコミュニケーションの促進に関し、食品安全委員会並びに消費者庁及び厚生労働省、農林水産省、環境省その他のリスク管理措置を講ずる行政機関の相互間の連携の強化を図る。

(2) 食品安全委員会並びに消費者庁及び厚生労働省、農林水産省、環境省その他のリスク管理措置を講ずる行政機関は、研修の実施等により食品の安全性の確保に係る人材を育成するなど、食品の安全性の確保に関する施策が全体として整合的に行われるように努める。

(3) 食品安全委員会は、必要があると認めるときは、食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する重要事項を調査審議し、関係行政機関の長に意見を述べる。

(4) 関係府省連絡会議、地方公共団体との連絡会議を定期的に開催する。

2 委員会とリスク管理機関との連携

委員会は、リスク管理機関との間で、委員会が食品健康影響評価を行う際のリスク管理機関との連携、リスク管理機関が食品健康影響評価の結果に基づいてリスク管理措置を講ずる際の委員会との連携、食品の安全性の確保に関する情報の共有など、連携及び政策調整の具体的な手法について、取極めを締結し、公表する。

3 リスク管理機関相互の連携

食品供給行程の各段階において講じられるリスク管理措置は、厚生労働省、農林水産省、環境省等の関係各省が所管法令に基づき総合的に実施するほか、地方公共団体が、国との適切な役割分担を踏まえて、それぞれの区域の自然的経済的社会的諸条件に応じて実施するものであり、実施主体が多岐にわたっている。

このため、リスク管理措置の実施に当たっては、地方公共団体を含むリスク管理機関相互間の密接な連携を図る必要がある。このような観点から、リスク管理機関相互間における連携の強化を図るための具体的な仕組みを設ける。

また、この仕組みに基づき、今後も、リスク管理機関相互の

2 食品安全委員会と消費者庁、厚生労働省、農林水産省、環境省その他のリスク管理措置を講ずる行政機関との連携

食品安全委員会は、消費者庁、厚生労働省、農林水産省、環境省その他のリスク管理措置を講ずる行政機関との間で取決めた連携及び政策調整の具体的な手法（食品安全委員会が食品健康影響評価を行う際のリスク管理措置を講ずる行政機関との連携、リスク管理措置を講ずる行政機関が食品健康影響評価の結果に基づいてリスク管理措置を講ずる際の食品安全委員会との連携、食品の安全性の確保に関する情報の共有など）について、公表する。また、これらについて必要に応じて見直す。

3 リスク管理措置を講ずる行政機関相互の連携

食品供給行程の各段階において講じられるリスク管理措置は、消費者庁、厚生労働省、農林水産省、環境省等の関係各省が所管法令に基づき総合的に実施するほか、地方公共団体が、国との適切な役割分担を踏まえて、それぞれの区域の自然的経済的社会的諸条件に応じて実施するものであり、実施主体が多岐にわたっている。

このため、リスク管理措置の実施に当たっては、地方公共団体を含むリスク管理措置を講ずる行政機関相互間の密接な連携を図る必要がある。このような観点から、リスク管理措置を講ずる行政機関相互間における連携の強化を図るために設けられた仕組みに基づき、今後も、リスク管理措置を講ずる行政機関

連絡及び協力を着実に実施する。

第6 試験研究の体制の整備等（法第16条関係）

1 基本的考え方

食品の安全性の確保を図るためには、最新の科学的知見に基づく施策の策定が必要である。このため、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成その他の必要な措置を講ずることにより、科学的知見の充実に努める。

2 試験研究の体制の整備

最新の科学的知見に対応し得る試験研究の体制の整備を図る。

3 研究開発の推進

（1）食品の安全性の確保の観点から研究開発における重点課題を明確にしつつ、食品の安全性の確保に関する研究開発の更なる推進及び強化を図る。

また、研究開発の推進及び強化に当たっては、食品の安全性の確保に関連する各分野における知見を結集するため、委員会及びリスク管理機関において密接な連携を図るとともに、地方公共団体、民間等の能力も活用することとする。

相互の連絡及び協力を着実に実施する。

第6 試験研究の体制の整備等（法第16条関係）

1 基本的考え方

食品の安全性の確保を図るためには、最新の科学的知見に基づく施策の策定が必要である。このため、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成その他の必要な措置を講ずることにより、科学的知見の充実に努める。

2 試験研究の体制の整備

最新の科学的知見に対応し得る試験研究の体制の整備を図る。

3 研究開発の推進

（1）食品の安全性の確保の観点から研究開発における重点課題を明確にしつつ、食品の安全性の確保に関する研究開発の更なる推進及び強化を図る。

また、研究開発の推進及び強化に当たっては、食品の安全性の確保に関連する各分野における知見を結集するため、食品安全委員会及び消費者庁、厚生労働省、農林水産省、環境省その他のリスク管理措置を講ずる行政機関において密接な連携を図るとともに、地方公共団体、民間等の能力も活用することとする。

(2) <u>委員会</u>及び食品の安全性の確保に関する試験研究を行う試験研究機関は、試験研究の推進に関し、十分な意思疎通を図る。 4 研究開発の成果の普及 食品の安全性の確保に関する研究開発の成果を広く国民に普及させるため、当該成果について、専門誌への掲載、平易な言葉による国民への発表等の取組を推進するとともに、<u>委員会</u>及び<u>リスク管理機関</u>合同によるシンポジウムの開催、技術指導、研究報告書の配布等を行う。 5 研究者の養成及び確保 食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見を充実させるためには、食品の安全性の確保に関する高度な専門的知識を有する者を養成し、これを確保することが不可欠であることから、食品健康影響評価及びリスクコミュニケーションに係る専門家を対象とする研究会等を開催するとともに、海外の研究者及び専門家の招へい、研究者の海外派遣等を行う。 第7 国の内外の情報の収集、整理及び活用等（法第17条関係） 1 基本的考え方	(2) <u>食品安全委員会</u>及び食品の安全性の確保に関する試験研究を行う試験研究機関は、試験研究の推進に関し、十分な意思疎通を図る。 4 研究開発の成果の普及 食品の安全性の確保に関する研究開発の成果を広く国民に普及させるため、当該成果について、専門誌への掲載、平易な言葉による国民への発表等の取組を推進するとともに、<u>食品安全委員会</u>及び<u>消費者庁、厚生労働省、農林水産省、環境省その他のリスク管理措置を講ずる行政機関</u>合同によるシンポジウムの開催、技術指導、研究報告書の配布等を行う。 5 研究者の養成及び確保 食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見を充実させるためには、食品の安全性の確保に関する高度な専門的知識を有する者を養成し、これを確保することが不可欠であることから、食品健康影響評価及びリスクコミュニケーションに係る専門家を対象とする研究会等を開催するとともに、海外の研究者及び専門家の招へい、研究者の海外派遣等を行う。 第7 国の内外の情報の収集、整理及び活用等（法第17条関係） 1 基本的考え方
--	--

(1) 国民の食生活を取り巻く環境の急速な変化に対応し、国民の健康への悪影響の未然防止という基本理念の実現に資するよう、食品の安全性の確保のために必要な措置の適切かつ有効な実施を図るため、国の内外における食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用その他の必要な措置を講ずる。 (2) 政府が収集し保有している食品の安全性の確保に関する情報については、広く一般に公表する。その際、個人情報、知的財産にかかわる情報等の保護に十分配慮しなければならない。 (3) 今後、国内において人の健康に対する被害の発生が予想されるような危害要因等については、被害の程度、対処の方法等に関し、国民への適切な情報の提供に努める。 (4) <u>委員会及びリスク管理機関</u>の相互間において、食品の安全性の確保に関する情報のより一層の共有を図る。 2 情報収集の対象範囲 1の基本的考え方を踏まえ、関係行政機関、外国政府等海外の関係公的機関、医療機関等関係機関、関係学会、関係団体、	(1) 国民の食生活を取り巻く環境の急速な変化に対応し、国民の健康への悪影響の未然防止という基本理念の実現に資するよう、食品の安全性の確保のために必要な措置の適切かつ有効な実施を図るため、国の内外における食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用その他の必要な措置を講ずる。 (2) 政府が収集し保有している食品の安全性の確保に関する情報については、広く一般に公表する。その際、個人情報、知的財産にかかわる情報等の保護に十分配慮しなければならない。 (3) 今後、国内において人の健康に対する被害の発生が予想されるような危害要因等については、被害の程度、対処の方法等に関し、国民への適切な情報の提供に努める。 (4) <u>食品安全委員会及び消費者庁並びに厚生労働省、農林水産省、環境省その他のリスク管理措置を講ずる行政機関</u>の相互間において、食品の安全性の確保に関する情報のより一層の共有を図る。 2 情報収集の対象範囲 1の基本的考え方を踏まえ、関係行政機関、外国政府等海外の関係公的機関、医療機関等関係機関、関係学会、関係団体、
--	--

新聞等マスメディア、学術専門誌、インターネット等を通じ、広く国の内外における食品の安全性の確保に関する情報について、その収集、整理及び活用等を行う。

3 委員会における一元的な情報収集の実施等

(1) 委員会は、国の内外における食品の安全性の確保に関する情報を、リスク管理機関と連携しつつ一元的に収集し、当該情報について、整理、分析及びデータベース化を図る。

(2) 委員会は、(1)のデータベース化に当たっては、海外における食品の安全性の確保に関する制度、危害情報等についての迅速な検索が可能となるよう努める。

4 情報の活用及び提供

(1) 委員会及びリスク管理機関は、それぞれが運営するデータベースの相互連携を促進することにより、国の内外における食品の安全性の確保に関する情報の有効かつ適切な活用を図る。

(2) 委員会及びリスク管理機関は、それぞれが収集し、整理した国の内外における食品の安全性の確保に関する情報

新聞等マスメディア、学術専門誌、インターネット等を通じ、広く国の内外における食品の安全性の確保に関する情報について、その収集、整理及び活用等を行う。

3 食品安全委員会における一元的な情報収集の実施等

(1) 食品安全委員会は、国の内外における食品の安全性の確保に関する情報を、消費者庁並びに厚生労働省、農林水産省、環境省その他のリスク管理措置を講ずる行政機関と連携しつつ一元的に収集し、当該情報について、整理、分析及びデータベース化を図る。

(2) 食品安全委員会は、(1)のデータベース化に当たっては、海外における食品の安全性の確保に関する制度、危害情報等についての迅速な検索が可能となるよう努める。

4 情報の活用及び提供

(1) 食品安全委員会及び消費者庁並びに厚生労働省、農林水産省、環境省その他のリスク管理措置を講ずる行政機関は、それぞれが運営するデータベースの相互連携を促進することにより、国の内外における食品の安全性の確保に関する情報の有効かつ適切な活用を図る。

(2) 食品安全委員会及び消費者庁並びに厚生労働省、農林水産省、環境省その他のリスク管理措置を講ずる行政機関は、

について、相互に連携しながら、報道機関、ホームページ等を通じ、適切かつわかりやすく国民に提供する。その際、国民の関心に的確に応えられるよう努める。

第8 表示制度の適切な運用の確保等（法第18条関係）

1 基本的考え方

食品の表示の制度については、従来、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）等複数の法律に規定され、各府省間の連携が不十分なままそれぞれの観点からその制度が運用されてきたため、同じ表示項目において異なる用語が使用されることがあるなど、消費者及び事業者双方にとってわかりにくいものとなっている等の指摘があったところである。

これを受けて、平成14年12月に厚生労働省及び農林水産省の審議会が共同で「食品の表示に関する共同会議」を設置し、食品衛生法及びJAS法に共通する表示項目、表示方法その他食品の表示に関する基準全般について検討を行ってきたところであるが、消費者に対し食品の安全性の確保に必要な情報が適切に提供され、かつ、食品の表示がわかりやすいものとなる

それぞれが収集し、整理した国の内外における食品の安全性の確保に関する情報について、相互に連携しながら、報道機関、ホームページ等を通じ、高齢者や子どもも含め情報の受け手である消費者に配慮しつつ、適切かつわかりやすく国民に提供する。その際、国民の関心に的確に応えられるよう努める。

第8 表示制度の適切な運用の確保等（法第18条関係）

1 基本的考え方

食品の表示は、消費期限やアレルギー物質等の情報が正確かつ適切に国民に対して提供されることにより、食品の安全性の確保に重要な役割を果たしていることにかんがみ、消費者庁、農林水産省等関係機関は、表示制度の適切な運用の確保等に努める。

2 表示制度のあり方

食品の表示制度については、現在、食品衛生法、健康増進法（平成14年法律第103号）、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）等複数の法律に規定されている。

これまで、消費者の選択の機会を確保するため、原料原産地についての表示の拡大、栄養成分表示の義務化に向けた検討、期限表示のあり方等、早急な対応を要する課題の検討を進め、結論を得たものから順次措置を講じてきたところである。

よう、今後も引き続き、「食品の表示に関する基準全般について、広く国民からの意見も聴きつつ、問題点及び改善方策を検討する。」

2 普及及び啓発

(1) 食品の表示に関する一元的な相談窓口の一層の充実を始め、厚生労働省、農林水産省等における相談体制について、連携の強化を図る。

(2) 食品の表示の制度及び内容について、消費者が正しく理解することができるよう、厚生労働省、農林水産省等は、パンフレットの作成、説明会の開催等を行うことにより、これらに関する知識の普及及び啓発に努める。

3 違反に対する監視、指導及び取締り

厚生労働省、農林水産省等は、食品の表示に対する信頼が確保されるよう、表示の違反に対する監視、指導及び取締りの強化、相互の連携の強化並びに地方公共団体及び関係団体との協力体制の強化に努める。

平成23年7月8日に閣議決定された消費者基本計画に基づき、食品の表示制度に関する一元的な法律の制定に向けて検討する。これにより、消費者に対し、食品の安全性の確保に必要な情報が適切に提供されるとともに、より多くの消費者が実際に商品を選ぶ際に役に立つわかりやすい食品表示の実現を目指す。

3 普及及び啓発

(1) 消費者庁は、食品の表示に関する一元的な相談窓口を一層充実する。また、消費者庁、農林水産省等関係機関における相談体制について、連携の強化を図る。

(2) 食品の表示の制度及び内容について、消費者及び事業者が正しく理解することができるよう、消費者庁、農林水産省等は、パンフレットの作成、説明会の開催等を行うことにより、これらに関する知識の普及及び啓発に努める。

4 違反に対する監視、指導及び取締り

消費者庁、農林水産省等は、食品の表示に対する信頼が確保されるよう、表示の違反に対する監視、指導及び取締りの強化、会議の開催等による相互の連携の強化並びに地方公共団体及び関係団体との協力体制の強化に努める。

第9 食品の安全性の確保に関する教育、学習等（法第19条関係）

1 基本的考え方

食品の安全性の確保を図るためには、国、地方公共団体、食品関連事業者及び消費者が、それぞれの立場から、その責務又は役割を果たす必要がある。

特に、消費者は、食品の安全性の確保に関する知識と理解を深めるとともに、食品の安全性の確保に関する施策について意見を表明するように努めることにより、食品の安全性の確保に積極的な役割を果たすこととされており、そのためには、食品の安全性の確保に関する教育及び学習の振興並びに食品の安全性の確保に関する普及及び啓発を図る必要がある。

2 食品の安全性の確保に関する教育、学習等の推進体制

委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省等は、相互に密接に連携して、消費者団体、関係団体等の協力も得つつ、食品の安全性の確保に関する教育、学習等を推進する。

3 食品の安全性の確保に関する教育、学習等の重点事項

（1）委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省等は、食品の安全性の確保に関し、国民の知識と理解を深めるため、広報活動に取り組むとともに、食品の安全性の確保に関する施策に関する意見交換の機会を設ける等の取組を

第9 食品の安全性の確保に関する教育、学習等（法第19条関係）

1 基本的考え方

食品の安全性の確保を図るためには、国、地方公共団体、食品関連事業者及び消費者が、それぞれの立場から、その責務又は役割を果たす必要がある。

特に、消費者は、食品の安全性の確保に関する知識と理解を深めるとともに、食品の安全性の確保に関する施策について意見を表明するように努めることにより、食品の安全性の確保に積極的な役割を果たすこととされており、そのためには、食品の安全性の確保に関する教育及び学習の振興並びに食品の安全性の確保に関する普及及び啓発を図る必要がある。

2 食品の安全性の確保に関する教育、学習等の推進体制

食品安全委員会、消費者庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省等は、相互に密接に連携して、消費者団体、関係団体等の協力も得つつ、食品の安全性の確保に関する教育、学習等を推進する。

3 食品の安全性の確保に関する教育、学習等の重点事項

（1）食品安全委員会、消費者庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省等は、食品の安全性の確保に関し、国民の知識と理解を深めるため、教材等の提供や広報活動に取り組むとともに、食品の安全性の確保に関する施策に関する意見

推進する。

(2)「食品衛生月間」を始めとする月間又は週間等の取組を通じ、事業者のみならず一般家庭を含め、国民的に食品の安全性の確保に関する理解及び認識を深める機運の醸成を図る。

(3)学校教育等の場において、栄養教諭制度の創設、学習教材の作成等の取組を通じ、食品の安全性の確保に関する知識と理解を深めることができるようにする。

(4)農林水産物の生産並びに食品の製造及び流通の各行程に関する理解を深めることにより、食品の安全性の確保に関する国民の理解を促進するため、食品供給行程の各段階における体験学習、普及啓発資材の作成等の取組を推進する。

第10 環境に及ぼす影響の配慮（法第20条関係）

1 基本的考え方

食品は、農場、漁場等の環境を直接の基盤として生産されること、その製造、加工、流通及び販売の各段階において、化学物質の使用、廃棄物の発生等に伴い環境に対する負荷が発生するおそれがあることから、食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、当該施策が環境に及ぼす影響について十分

交換の機会を設ける等の取組を推進する。

(2)「食品衛生月間」を始めとする月間又は週間等の取組を通じ、事業者のみならず一般家庭を含め、国民的に食品の安全性の確保に関する理解及び認識を深める機運の醸成を図る。

(3)学校教育等の場において、栄養教諭の配置促進、学習教材の作成等の取組を通じ、食品の安全性の確保に関する知識と理解を深めることができるようにする。

(4)農林水産物の生産並びに食品の製造及び流通の各行程に関する理解を深めることにより、食品の安全性の確保に関する国民の理解を促進するため、食品供給行程の各段階における体験学習、普及啓発資材の作成等の取組を推進する。

第10 環境に及ぼす影響の配慮（法第20条関係）

1 基本的考え方

食品は、農場、漁場等の環境を直接の基盤として生産されること、その製造、加工、流通及び販売の各段階において、化学物質の使用、廃棄物の発生等に伴い環境に対する負荷が発生するおそれがあることから、食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、当該施策が環境に及ぼす影響について十分

に配慮し、そのために必要な食品供給行程の各段階における取組を推進する。 2 食品供給行程の各段階における環境に及ぼす影響の配慮 循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）等に基づき、食品供給行程の各段階において、食品、肥料、飼料、農薬等からの廃棄物及び容器包装ごみの発生をできる限り抑制し、有用なものについては再生利用するよう努めるとともに、回収された食品、肥料、飼料、農薬等を廃棄する場合には、適正に処理を進め、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。 また、特に、農林水産物の生産段階においては、例えば、現在、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づき、農薬の登録の際に、その使用に伴う農作物を通じた人畜への被害の発生の防止のみならず、水質の汚濁、生態系等の周辺環境への悪影響の防止も考慮して検査しているところである。 今後も引き続き、農薬取締法に基づき、農薬による生態系に対する影響の適切な評価及び管理施策の充実を図るなど、農林水産物の生産段階における環境に対する負荷を低減するための取組を推進する。	に配慮し、そのために必要な食品供給行程の各段階における取組を推進する。 2 食品供給行程の各段階における環境に及ぼす影響の配慮 循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）等に基づき、食品供給行程の各段階において、食品、肥料、飼料、農薬等からの廃棄物及び容器包装ごみの発生をできる限り抑制し、有用なものについては再生利用するよう努めるとともに、回収された食品、肥料、飼料、農薬等を廃棄する場合には、適正に処理を進め、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。 また、特に、農林水産物の生産段階においては、例えば、現在、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づき、農薬の登録の際に、その使用に伴う農作物を通じた人畜への被害の発生の防止のみならず、水質の汚濁、生態系等の周辺環境への悪影響の防止も考慮して検査しているところである。 今後も引き続き、農薬取締法に基づき、農薬による生態系に対する影響の適切な評価及び管理施策の充実を図るなど、農林水産物の生産段階における環境に対する負荷を低減するための取組を推進する。
別表 食品健康影響評価の対象となる危害要因等の例	（削る。）

食品との 関係	危 害	種 類		
		生物学的	化 学 的	物 理 的
食品に含まれる	人の健康に影響を及ぼすおそれがある「要因」	・食中毒菌 〔腸炎ビブリオ等〕 ・ウイルス 〔小型球形ウイルス等〕 ・寄生虫 〔アニサキス等〕 ・プリオン	・農薬 ・動物用の医薬品 〔合成抗菌剤等〕 ・添加物 〔保存料 乳化剤 等〕 ・重金属 〔カドミウム等〕 ・容器包装溶出物質 〔可塑剤等〕 ・かび毒 〔アフラトキシン等〕 ・自然毒 〔ふぐ毒(テトロド トキシン)等〕	・異物 〔ガラス 金属 プラスチック 等〕 ・放射線
食品が置かれる	人の健康に影響を及ぼすおそれがある「状態」	カビ ・菌叢 ・腐敗	・pH	・温度

削除

平成24年6月
消費者庁

1. 改定の趣旨

平成16年の策定以後の食品安全をめぐる状況の変化や、消費者庁設置に伴う食品安全行政に係る体制の変更等に応じて、必要な改定を行う。

2. 経緯

平成15年7月1日	食品安全基本法施行
平成16年1月16日	基本的事項の閣議決定(現行)
平成21年9月1日	消費者庁設置 基本的事項の策定事務を内閣府から移管
平成22年3月30日	消費者基本計画(閣議決定)「所要の体制整備を図った上で基本的事項を改定」

3. 主要な改定事項

(1) 食品健康影響評価に係る事項

- ・ 留意すべき要因に放射性物質を追加
- ・ 評価の手順、手法等について考え方を整理 等

(2) 消費者庁の設置関連事項

- ・ 消費者庁を食品安全に関わる行政機関として位置づけ
- ・ 前文に「消費者安全の確保」に係る記述を付加
- ・ 他の法律に基づく措置ができない事案(いわゆるスキマ事案)について、消費者安全法に基づき措置
- ・ リスクコミュニケーションに係る関係省庁の事務の調整を消費者庁が実施
- ・ 食品事故に係る緊急対策本部は、内閣府特命担当大臣(消費者)が設置(食品安全担当から変更)

(3) その他

- ・ 表示制度について、食品表示の一元化に関して検討している旨を記述

4. スケジュール

3月～5月 食品安全委員会及び消費者委員会からの意見聴取(法定事項)

6月下旬 閣議決定(予定)

食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項の改定のポイント

平成24年6月
消費者庁

1. 食品健康影響評価の実施(法第11条関係)

- ・留意すべき要因に放射性物質を追加
- ・食品健康影響評価の手順及び手法等について考え方を整理

2. 国民の食生活の状況等を考慮し、食品健康影響評価の結果に基づいた施策の策定(法第12条関係)

- ・他の法律の規定に基づく措置ができない事案(いわゆるスキマ事案)について、消費者安全法に基づき措置

3. 情報及び意見の交換の促進(法第13条関係)

- ・リスクコミュニケーションに係る関係省庁の事務の調整を消費者庁が実施

4. 緊急の事態への対処等に関する体制の整備等(法第14条関係)

- ・食品事故に係る緊急対策本部は、内閣府特命担当大臣(消費者)が設置

5. 関係行政機関の相互の密接な連携(法第15条関係)

- ・関係行政機関に消費者庁を追加

7. 国の内外の情報の収集・整理及び活用等(法第17条関係)

- ・情報提供に当たり、迅速かつ効果的な情報媒体を用いるほか、高齢者、子ども等消費者の特性に応じたものとする

8. 表示制度の適切な運用の確保等(法第18条関係)

- ・食品表示の一元化に関して検討
- ・食品表示に関して監視・指導及び取締りを行う省庁に消費者庁を追加

9. 食品の安全性の確保に関する教育学習等(法第19条関係)

- ・関係行政機関に消費者庁を追加

その他

- ・前文に「消費者安全の確保」に係る記述を追加
- ・これまで各省が実施した施策を踏まえ、具体的な例示として記述している取組内容を現時点のものに改定
- ・別表を削除

食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項のポイント

1. 食品健康影響評価の実施（法第11条関係）

評価の円滑な実施を図るための手順を明確化（必要なデータに関する指針の作成等）

評価結果を公表・解説

2. 国民の食生活の状況等を考慮し、食品健康影響評価の結果に基づいた施策の策定（法第12条関係）

国民の健康の保護が最も重要という基本的認識の下に、国民の食生活の状況、国際貿易ルールとの整合性、措置の実行可能性・費用等を考慮して施策を策定

・食品の安全性の確保を図るために必要な規格・基準を整備

・規格・基準等が遵守されるよう、監視・指導・調査を実施

3. 情報及び意見の交換の促進（法第13条関係）

・食品安全委員会・リスク管理機関において、リスクコミュニケーションを促進

・政府全体として、望ましいリスクコミュニケーションの在り方を検討

4. 緊急の事態への対処等に関する体制の整備等（法第14条関係）

・食品安全担当大臣は、緊急事態に際し、政府全体として総合的に対処する必要があると認める場合には、関係大臣との協議を行い、必要に応じ、緊急対策本部を設置

緊急時対応マニュアルを作成

5. 関係行政機関の相互の密接な連携（法第15条関係）

・食品安全委員会・リスク管理機関間の連携を確保するため、関係府省連絡会議を開催するとともに、連携・政策調整の具体的な手法について、取極めを締結・公表

・地方公共団体を含むリスク管理機関相互間の連携を強化

6. 試験研究の体制の整備等（法第16条関係）

・最新の科学的知見に対応し得る試験研究の体制を整備するとともに、研究成果の普及のための取組、研究者の養成・確保のための取組の推進、食品安全委員会と試験研究機関との十分な意思疎通

7. 国の内外の情報の収集、整理及び活用等（法第17条関係）

・食品安全委員会において、一元的な情報収集を行うとともに、情報のデータベース化を図ることにより、情報を有効かつ適切に活用

・関係行政機関相互の連携により、国民に対し、適切かつわかりやすく情報を提供

8. 表示制度の適切な運営の確保等（法第18条関係）

・関係省共同で食品の表示に関する改善方策等を検討、関係省における相談体制の連携を強化、違反に対する監視・指導・取締りを強化

9. 食品の安全性の確保に関する教育、学習等（法第19条関係）

・食品の安全性の確保に関する広報活動、学校教育等における取組を推進

10. 環境に及ぼす影響の配慮（法第20条関係）

・食品供給行程の各段階における環境に対する負荷を低減するための取組を推進（廃棄物・容器包装ごみの発生の抑制等）